



5		<p>【一般的な予防方法】</p> <p>③手洗いと咳エチケット</p> <p>●参考：マスクに関する補足情報（内閣官房）令和4年5月23日付</p> <p>〈屋外〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用を推奨</li> <li>他者と身体的距離（2m以上を目安）が確保できない中で会話をおこなう場合</li> <li>・それ以外の場面については、マスクの必要はない</li> <li>（例：公園での散歩やランニング、サイクリング、徒歩や自転車での通勤、屋外で人とすれ違う場面）</li> <li>特に夏場は、熱中症予防の観点から屋外でマスクの必要のない場面ではマスクを外すことを推奨</li> </ul> <p>〈屋内〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用の必要がない</li> <li>他者との身体的距離が確保できて会話をほとんど行わない場合</li> <li>（例：距離を確保して行う図書館での読書、芸術鑑賞など）</li> <li>・それ以外の場面については、マスクの着用を推奨</li> </ul>	マスク着用に関する補足情報の更新																																																					
6			資料追加																																																					
		<p>（5）マスクの着用</p> <p>●マスク、身体的距離、会話の制限の考え方</p> <p>日常生活やチーム活動の場面において、下表の方針に基づく予防行動が求められます。</p> <table border="1" data-bbox="846 1418 1379 1507"> <tr> <td>マスクなしの場合</td> <td>距離（2m目安）をとるか、会話を制限</td> </tr> <tr> <td>距離なしの場合（2m未満目安）</td> <td>マスクをつけるか、会話を制限</td> </tr> <tr> <td>会話ありの場合</td> <td>マスクをつけるか、距離を制限</td> </tr> <tr> <td>換気の悪い場所</td> <td>マスクを着用</td> </tr> </table> <p>※「距離あり」とは「2m以上空ける」ことを指します。濃厚接触疑い基準に準拠しています。</p>	マスクなしの場合	距離（2m目安）をとるか、会話を制限	距離なしの場合（2m未満目安）	マスクをつけるか、会話を制限	会話ありの場合	マスクをつけるか、距離を制限	換気の悪い場所	マスクを着用	情報追加																																													
マスクなしの場合	距離（2m目安）をとるか、会話を制限																																																							
距離なしの場合（2m未満目安）	マスクをつけるか、会話を制限																																																							
会話ありの場合	マスクをつけるか、距離を制限																																																							
換気の悪い場所	マスクを着用																																																							
11	<p>7. 陽性判定からの復帰</p> <p>●厚生労働省の基準（参考：厚労省公式サイトを見る）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000889667.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000889667.pdf</a></p> <table border="1" data-bbox="275 1843 825 2110"> <thead> <tr> <th></th> <th>厚生労働省による例示</th> <th>メモ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有症状</td> <td>発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過</td> <td>・発症日を0日目としてカウント ・たとえば2日目に軽快すれば、10日目に検査なしで退院可能</td> </tr> <tr> <td>症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空けて2回のPCR検査で陰性を確認</td> <td>・発症日を0日目としてカウント ・たとえば2日目に軽快し、3日目、4日目に検査して陰性確認すれば退院可能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無症状</td> <td>検体採取日から10日間経過</td> <td>・検体採取日を0日目としてカウント</td> </tr> <tr> <td>検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔を空けて2回のPCR検査で陰性を確認</td> <td>・検体採取日を0日目としてカウント ・6日目、7日目に陰性結果を得れば、7日目に退院可能</td> </tr> </tbody> </table>		厚生労働省による例示	メモ	有症状	発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過	・発症日を0日目としてカウント ・たとえば2日目に軽快すれば、10日目に検査なしで退院可能	症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空けて2回のPCR検査で陰性を確認	・発症日を0日目としてカウント ・たとえば2日目に軽快し、3日目、4日目に検査して陰性確認すれば退院可能	無症状	検体採取日から10日間経過	・検体採取日を0日目としてカウント	検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔を空けて2回のPCR検査で陰性を確認	・検体採取日を0日目としてカウント ・6日目、7日目に陰性結果を得れば、7日目に退院可能	<p>7. 陽性判定からの復帰</p> <p>●厚生労働省の基準（参考：厚労省公式サイトを見る）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000928216.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000928216.pdf</a></p> <table border="1" data-bbox="856 1843 1379 2041"> <thead> <tr> <th></th> <th>厚生労働省による例示</th> <th>メモ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有症状</td> <td>発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過</td> <td>・発症日を0日目としてカウント ・たとえば2日目に軽快すれば、10日目に検査なしで退院可能</td> </tr> <tr> <td>症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空けて2回のPCR検査で陰性を確認</td> <td>・発症日を0日目としてカウント ・たとえば2日目に軽快し、3日目、4日目に検査して陰性確認すれば退院可能</td> </tr> <tr> <td>無症状</td> <td>検体採取日から7日間経過 10日経過までは検温等健康状態を経過観察</td> <td>・検体採取日を0日目としてカウント</td> </tr> </tbody> </table>		厚生労働省による例示	メモ	有症状	発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過	・発症日を0日目としてカウント ・たとえば2日目に軽快すれば、10日目に検査なしで退院可能	症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空けて2回のPCR検査で陰性を確認	・発症日を0日目としてカウント ・たとえば2日目に軽快し、3日目、4日目に検査して陰性確認すれば退院可能	無症状	検体採取日から7日間経過 10日経過までは検温等健康状態を経過観察	・検体採取日を0日目としてカウント	<p>リンク先の変更</p> <p>※情報は2022/7/26時点の情報</p> <p>無症状の厚生労働省による例示およびメモを変更</p>																													
	厚生労働省による例示	メモ																																																						
有症状	発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過	・発症日を0日目としてカウント ・たとえば2日目に軽快すれば、10日目に検査なしで退院可能																																																						
	症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空けて2回のPCR検査で陰性を確認	・発症日を0日目としてカウント ・たとえば2日目に軽快し、3日目、4日目に検査して陰性確認すれば退院可能																																																						
無症状	検体採取日から10日間経過	・検体採取日を0日目としてカウント																																																						
	検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔を空けて2回のPCR検査で陰性を確認	・検体採取日を0日目としてカウント ・6日目、7日目に陰性結果を得れば、7日目に退院可能																																																						
	厚生労働省による例示	メモ																																																						
有症状	発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過	・発症日を0日目としてカウント ・たとえば2日目に軽快すれば、10日目に検査なしで退院可能																																																						
	症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空けて2回のPCR検査で陰性を確認	・発症日を0日目としてカウント ・たとえば2日目に軽快し、3日目、4日目に検査して陰性確認すれば退院可能																																																						
無症状	検体採取日から7日間経過 10日経過までは検温等健康状態を経過観察	・検体採取日を0日目としてカウント																																																						
15	<p>12. イベント開催制限の段階的緩和の目安</p> <p>最新の政府方針（令和4年2月3日付事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長）</p> <p><a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20220203.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20220203.pdf</a></p>	<p>12. イベント開催制限の段階的緩和の目安</p> <p>最新の政府方針（令和4年7月15日付事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長）</p> <p><a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20220715.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20220715.pdf</a></p>	リンク先の変更																																																					
15	<p>感染状況に応じたイベント開催制限等について</p> <table border="1" data-bbox="304 2383 793 2644"> <thead> <tr> <th rowspan="2">下記以外の区域</th> <th colspan="2">安全計画策定（注1）</th> <th rowspan="2">その他 （安全計画を策定しないイベント）</th> </tr> <tr> <th>人数上限（注3）</th> <th>収容定員まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">重点措置地域</td> <td>収容率（注3）</td> <td>100%（注2）</td> <td>5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 大声なし：100% 大声あり：50%</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>原則要請なし（注4）</td> <td>原則要請なし（注4）</td> </tr> <tr> <td>人数上限（注3）</td> <td>20,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可）（注5）</td> <td>5,000人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緊急事態措置区域</td> <td>収容率（注3）</td> <td>100%（注2）</td> <td>大声なし：100% 大声あり：50%</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>原則要請なし（注4）</td> <td>原則要請なし（注4）</td> </tr> <tr> <td>人数上限（注3）</td> <td>10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可）（注5）</td> <td>5,000人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>収容率（注3）</td> <td>100%（注2）</td> <td>大声なし：100% 大声あり：50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高層ビルやターミナル等については、上記の緊急事態措置区域、重点措置地域に同様の制限を適用する。  （注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）  （注2）安全計画策定イベントとは、「大声なし」が前提の開催  （注3）収容率とは人数上限まででのみ参加可能（事前の条件を要する事項）  （注4）緊急事態措置区域においては、「大声なし」が前提の開催  （注5）緊急事態措置区域においては、対象者全員検査による検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とするとする  （注6）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とするとする  （注7）緊急事態措置区域においては、対象者全員検査による検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とするとする</p>	下記以外の区域	安全計画策定（注1）		その他 （安全計画を策定しないイベント）	人数上限（注3）	収容定員まで	重点措置地域	収容率（注3）	100%（注2）	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 大声なし：100% 大声あり：50%	時間	原則要請なし（注4）	原則要請なし（注4）	人数上限（注3）	20,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可）（注5）	5,000人	緊急事態措置区域	収容率（注3）	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%	時間	原則要請なし（注4）	原則要請なし（注4）	人数上限（注3）	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可）（注5）	5,000人		収容率（注3）	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%	<p>感染状況に応じたイベント開催制限等について</p> <table border="1" data-bbox="871 2383 1360 2644"> <thead> <tr> <th rowspan="2">下記以外の区域</th> <th colspan="2">安全計画策定（注1）</th> <th rowspan="2">その他 （安全計画を策定しないイベント）</th> </tr> <tr> <th>人数上限（注2）</th> <th>収容定員まで（注3）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">重点措置区域</td> <td>収容率（注2）</td> <td>100%（注4）</td> <td>5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 大声なし：100% 大声あり：50%</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>原則要請なし（注5）</td> <td>原則要請なし（注5）</td> </tr> <tr> <td>人数上限（注2）</td> <td>10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可）（注6）（注7）</td> <td>5,000人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急事態措置区域</td> <td>収容率（注2）</td> <td>100%（注4）</td> <td>大声なし：100% 大声あり：50%</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>原則要請なし（注5）</td> <td>原則要請なし（注5）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高層ビルやターミナル等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域に同様の制限を適用することも可能  （注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）  （注2）収容率とは人数上限まででのみ参加可能（事前の条件を要する事項）  （注3）地域の事情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする  （注4）安全計画策定イベントとは、「大声なし」が前提の開催  （注5）緊急事態措置区域においては、対象者全員検査による検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とするとする  （注6）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とするとする  （注7）緊急事態措置区域においては、対象者全員検査による検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とするとする</p>	下記以外の区域	安全計画策定（注1）		その他 （安全計画を策定しないイベント）	人数上限（注2）	収容定員まで（注3）	重点措置区域	収容率（注2）	100%（注4）	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 大声なし：100% 大声あり：50%	時間	原則要請なし（注5）	原則要請なし（注5）	人数上限（注2）	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可）（注6）（注7）	5,000人	緊急事態措置区域	収容率（注2）	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%	時間	原則要請なし（注5）	原則要請なし（注5）	情報の更新
下記以外の区域	安全計画策定（注1）		その他 （安全計画を策定しないイベント）																																																					
	人数上限（注3）	収容定員まで																																																						
重点措置地域	収容率（注3）	100%（注2）	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 大声なし：100% 大声あり：50%																																																					
	時間	原則要請なし（注4）	原則要請なし（注4）																																																					
	人数上限（注3）	20,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可）（注5）	5,000人																																																					
緊急事態措置区域	収容率（注3）	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%																																																					
	時間	原則要請なし（注4）	原則要請なし（注4）																																																					
	人数上限（注3）	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可）（注5）	5,000人																																																					
	収容率（注3）	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%																																																					
下記以外の区域	安全計画策定（注1）		その他 （安全計画を策定しないイベント）																																																					
	人数上限（注2）	収容定員まで（注3）																																																						
重点措置区域	収容率（注2）	100%（注4）	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 大声なし：100% 大声あり：50%																																																					
	時間	原則要請なし（注5）	原則要請なし（注5）																																																					
	人数上限（注2）	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可）（注6）（注7）	5,000人																																																					
緊急事態措置区域	収容率（注2）	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%																																																					
	時間	原則要請なし（注5）	原則要請なし（注5）																																																					



16

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 基本的な感染対策 (Basic Infection Control Measures). Items include ①飛沫の抑制 (Mask use), ②手洗・手指・施設消毒 (Hand hygiene), ③換気の徹底 (Ventilation).

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 基本的な感染対策 (Basic Infection Control Measures). Items include ④来場者間の密回避 (Crowd management), ⑤飲食の制限 (Food and drink restrictions).

イベント開催等における必要な感染防止策

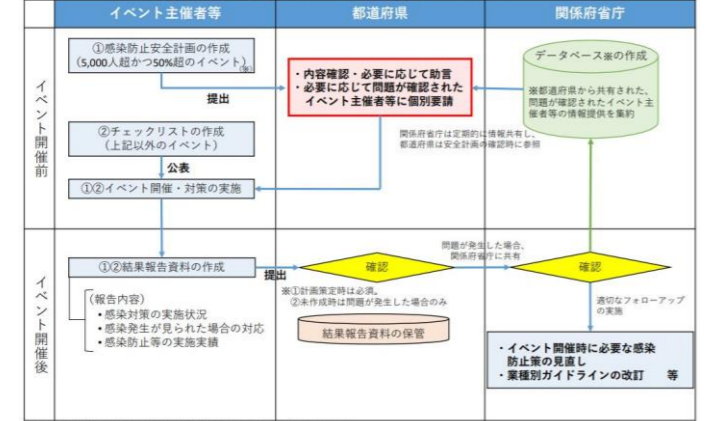
別紙2

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 基本的な感染対策 (Basic Infection Control Measures). Items include ⑥出演者等の感染対策 (Performer safety), ⑦参加者の把握・管理 (Participant management).

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー

別紙3



※ 緊急事態宣言区域やまん延防止等重点措置区域において5,000人超のイベント。

17

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 基本的な感染対策 (Basic Infection Control Measures). Items include ①飛沫の抑制 (Mask use), ②手洗・手指・施設消毒 (Hand hygiene), ③換気の徹底 (Ventilation).

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 基本的な感染対策 (Basic Infection Control Measures). Items include ④来場者間の密回避 (Crowd management), ⑤飲食の制限 (Food and drink restrictions).

イベント開催等における必要な感染防止策

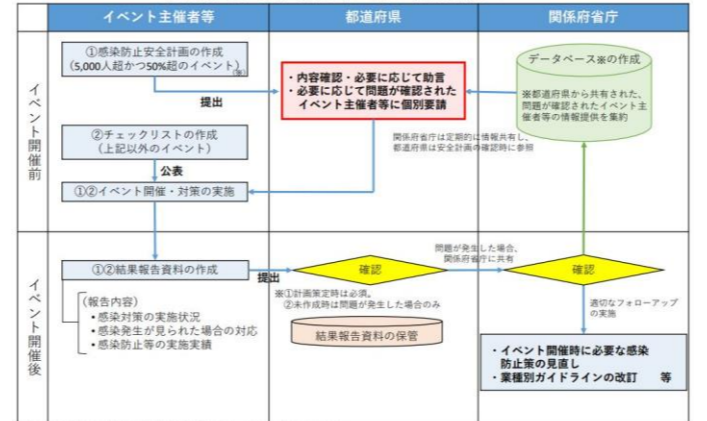
別紙2

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 基本的な感染対策 (Basic Infection Control Measures). Items include ⑥出演者等の感染対策 (Performer safety), ⑦参加者の把握・管理 (Participant management).

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー

別紙3



※ 緊急事態宣言区域やまん延防止等重点措置区域において5,000人超のイベント。

17

※過去の事務連絡は [こちら](https://corona.go.jp/news/)

過去の事務連絡のリンク先を追記

18

令和4年5月23日付け 事務連絡（抜粋）  
「基本的対処方針に基づく催物制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の補足について

情報の追記

5月20日付け厚生労働省事務連絡において、「徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うことはあっても、会話はほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要がないこと」が示されているが、この趣旨は、屋外で人とすれ違う際に簡単な挨拶を交わす場合や携帯電話で話している者の横を立ち止まらずに通る場合などにはマスクの着用は必要ない、というものであり、例えばスポーツイベント等で点が入った際に一時的に歓声上がる場合は、「会話をほとんど行わない場合」に含まれないことに留意されたい。

19

13. 観客の入場を前提とした試合開催について  
(2) 上限拡大の前提となる感染防止策  
②スタジアム入場時の密回避  
○待機場所をマーキングして距離を保つ

13. 観客の入場を前提とした試合開催について  
(2) 上限拡大の前提となる感染防止策  
②スタジアム入場時の密回避  
○待機場所をマーキングするなど、人と人が触れ合わない距離を保つ  
○特に混雑時間帯などのマーキングによる列整理が困難な場合は(3)に定める補足基準に従い区画整理を行う

追記

④トイレの密回避  
⑤売店の密回避

④トイレの密回避  
⑤売店の密回避  
特に混雑時間帯などのマーキングによる列整理が困難な場合は(3)に定める補足基準に従い区画整理を行う

追記

<p>21</p>	<p>制限の考え方            厳戒態勢時（制限あり）            2. まん延防止重点措置区域の場合は、政府または都道府県が指定する安全計画の作成のもと、上限20,000人とする。安全計画を策定しない場合は、人数上限（5,000人）もしくは収容率（大声あり：50%）の小さい方とする            ただし、政府や都道府県がワクチン・検査パッケージ等を用いた上限緩和を認める場合は、前項1や2を超えて政府や都道府県が認める上限まで可とする            3. 経過措置またはその他の区域の場合は、政府または都道府県が指定する安全計画の作成のもと、上限は入場可能数の100%までとする。安全計画を策定しない場合は人数上限（5,000人または収容率（大声あり：50%）の小さい方とする</p>	<p>制限の考え方            厳戒態勢時（制限あり）            2. 重点措置区域の場合は、政府または都道府県が指定する安全計画の作成のもと、上限は入場可能数の100%までとする安全計画を策定しない場合は、人数上限（5,000人）もしくは収容率（大声あり：50%）の小さい方とする            ただし、政府や都道府県がワクチン・検査パッケージ等を用いた上限緩和を認める場合は、前項1や2を超えて政府や都道府県が認める上限まで可とする            3. その他の区域の場合は、政府または都道府県が指定する安全計画の作成のもと、上限は入場可能数の100%までとする。安全計画を策定しない場合は人数上限（5,000人または収容率（大声あり：50%）の小さい方とする</p>	<p>入場者数上限の変更に伴い、情報を更新</p>
<p>24</p>	<p>会場運営            厳戒態勢時            1. 来場者全員に求められること            (4)マスクを着用する（プレー中の選手等を除く）            捕集効果の高い不織布製マスクが望ましい。            ・ただし呼吸器の疾患があるなどマスクの着用が難しい来場者に対しては、他の来場者との距離を取るなどの次善策が取れる場合、マスク着用を不要とすることも可能とする。</p>	<p>会場運営            厳戒態勢時            1. 来場者全員に求められること            (4)以下の場合にはマスク不要とすることも可能とする。            ①呼吸器の疾患やアレルギーなどがあり、着用自体が困難な場合。ただし、他の来場者との距離を空けるなどの次善をとること。            ②熱中症対策でマスクを外す場合。会話、歓声、発声がある場合は、予めマスクを着用する。            ③飲食する場合はマスクを外すが、マスクを外した状態で会話、歓声、発声はしない。</p>	<p>マスクの着用</p>
<p>25</p>	<p>3. スタジアムの衛生管理            リモートマッチ（無観客試合）            厳戒態勢時            (3)チーム到着前に、チームが使用する予定の場所すべてを消毒する。更衣室は試合開始前後など、人がいないときにもう一度消毒する</p>	<p>3. スタジアムの衛生管理            リモートマッチ（無観客試合）            厳戒態勢時            (3)チーム到着前に、チームが使用する予定の場所すべてを消毒する。更衣室は試合の前半中にもう一度消毒する</p>	
<p>25</p>	<p>4. スタジアムへの入退場の管理            リモートマッチ（無観客試合）            厳戒態勢時            (2)入場前に体温を測定し、37.5度以上の場合、入場をお断りする。また37.5度未満でも症状がある場合、または平熱よりも高いことが明らかな場合などは入場をお断りする・体温測定済みの方を識別する方法を工夫する            厳戒態勢時            (3)来場者名簿を利用して、来場時刻を管理する</p>	<p>4. スタジアムへの入退場の管理            リモートマッチ（無観客試合）            厳戒態勢時            4. スタジアムへの入退場の管理            (2)入場前に体温を測定する、もしくは体温測定器を設置する。37.5度以上の発熱や、37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合、入場不可を伝える            厳戒態勢時            (3)関係者に陽性者が発生した場合、必要な範囲へ連絡がとれるよう、来場状況を把握しておく            厳戒態勢時            (7)その他、主管チームが地域の感染状況などにより独自の感染対策を講じている場合、主管チームは来場者へ周知のうえ、来場者はそれらを遵守する</p>	<p>(4)ホームチームは来場者向けの「確認書」の運用をする            ・直近2週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面等でおこなう。</p>
<p>26</p>	<p>5. スタジアム入場の管理（ファン、サポーター）            厳戒態勢時            (4)ゲートスタッフは券面のチェックのみを実施し、お客様にもぎっていただく            (6)お客様への配布物がある場合、不特定多数の方が触れないように管理し、定期的な手指消毒をしたスタッフが配布する            7. エアコン・ミストファン            厳戒態勢時            (1)エアコンの使用は制限しないが、換気を頻繁にすることを推奨する。飛沫を飛ばさないよう留意する            (2)ミストファンを使用することは、マスクが濡れる可能性がある。マスクを外すような場面が出る可能性があるため好ましくない</p>	<p>5. スタジアム入場の管理（ファン、サポーター）            厳戒態勢時            (4)ゲートスタッフは定期的な手指衛生（消毒もしくは手洗）を行いチケットもぎりの対応をおこなう            (6)お客様への配布物がある場合、定期的に手指消毒を施したスタッフが配布するなどして混雑や滞留を防ぐ            (8)その他、主管チームが地域の感染状況などにより独自の感染対策を講じている場合、主管チームは来場者へ周知のうえ、来場者はそれらを遵守する            7. エアコン・ミストファン            厳戒態勢時</p>	<p>追記            削除</p>

27	<p>9. 場内/場外販売/チケット販売所          厳戒態勢時          (4)事前予約の受付や電子マネー等非接触決済導入を推奨とする。また現金、クレジットカードの受け取りの際ははコイントレイを使用する(コイントレイや手指の消毒を徹底)。          (5)飛沫を防止するために、レジと客の間にアクリル板等の仕切りを設置するなど工夫する。          飛沫防止用のシートを使用する場合については、以下の点に留意すること          ・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること          ・ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上、必要な場合にあっては、燃えにくい素材(難燃性、不燃性、防災製品など)を使用すること          ・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと          ・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること          (6)事前予約注文を受け付けるなどの仕組みを導入。          (7)テイクアウト客と店内飲食客の接触を避けるため動線を区別。          (8)従業員間の大声を避ける。客同士の大声での会話を避けるよう注意喚起を掲示する。また大声を誘発しないようBGMの音量を調節する。</p>	<p>9. 場内/場外販売/チケット販売所          厳戒態勢時          削除</p>	<p>下記の内容に基づき対策をおこなう          (4)その他、(公社)日本産業衛生学会「接客業務における新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル」などの業種別ガイドラインや自治体の方針等に基づき適切な対策をおこなうこと</p>
28	<p>メディアおよび中継制作・送信</p>	<p>メディアおよび中継制作・送信          ・チームの皆様          最終的な運用ルールは、本ガイドラインに加え、細則を定めた広報/中継制作プロトコルや、メディアと共有するメディアガイドに反映しますので必ずご確認ください。          ・報道関係者の皆様          取材いただく試合の試合の取材要項に記載された最新情報を必ずご参照いただくようお願いいたします。</p>	<p>追記</p>
30	<p>5. ピッチレベルでの取材(取材活動)について          厳戒態勢          (1)試合中のピッチレベルの撮影については、主管チームが指定した両ゴール裏およびバックスタンドエリアのみとする。その際、チーム広報担当者は撮影位置の間隔をできるだけ2m、最低1mあけて設置し、各メディアの位置を把握する。撮影者(カメラマン)はいかなる理由があってもベンチ付近に立ち入ることを禁止する</p>	<p>5. ピッチレベルでの取材(取材活動)について          厳戒態勢          (2)座席間隔の制限が設けられる場合は、チーム広報担当者は撮影位置の間隔を最低1mあけて設置し、各メディアの位置を把握する</p>	
	<p>チーム、審判員、および競技          厳戒態勢時          3. チームおよび審判員全員に求められること          (4)マスクを着用する(アップ中またはプレー中を除く)。捕集効果の高い不織布製が望ましい。特にベンチの中やハーフタイム中も不用意に外さない</p>	<p>チーム、審判員、および競技          厳戒態勢時          3. チームおよび審判員全員に求められること          (4)更衣室など、近距離で人が集まり会話が発生する場所ではマスクを不用意に外さない。ベンチでは近距離で会話をする場合はマスク着用を推奨する。捕集効果の高い不織布製が望ましい。</p>	
34	<p>4. 更衣室(チームおよび審判)          厳戒態勢</p>	<p>4. 更衣室(チームおよび審判)          厳戒態勢          (1)更衣室内は換気をよくする          (2)会話する場合、話し手はマスクを着用する(ただし試合前後の出場選手、審判員はこの限りではない)          (3)更衣室の滞在時間をできるだけ減らすことが望ましい(目安:各自30~40分)          (4)人が集まる空間でのマスクなし会話は感染リスクが高まることに留意する          (7)温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離(できるだけ2m、最低1m)を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないように注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。風呂水専用塩素剤等の使用も検討する          参考:浴場業(公衆浴場)における新型コロナウイルス          新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン          (8)サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離(できるだけ2m、最低1m)を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないように注意する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する</p>	<p>追記</p>
35	<p>6. 競技用具、備品の消毒          厳戒態勢          (1)試合開始前に試合球、コーナーフラッグ、ゴールポストを消毒する          (2)試合球はハーフタイムにも消毒する</p>	<p>6. 競技用具、備品の消毒          厳戒態勢</p>	<p>削除</p>
35	<p>7. ボールパーソン、担架要員          厳戒態勢          (1)ボールパーソン、担架要員の人数をできるだけ少なくする          ・試合実施要項の(試合球)の定めに関わらず、上記の目的のために7個以上の試合球を使用することは許容される</p>	<p>7. ボールパーソン、担架要員          厳戒態勢          (1)削除          (2)試合実施要項の(試合球)の定めに関わらず、8個以上の試合球を使用することは許容される</p>	

36	<p>10. 試合開始前ウォームアップ リモートマッチ（無観客試合） 厳戒態勢</p>	<p>10. 試合開始前ウォームアップ リモートマッチ（無観客試合） 厳戒態勢 (2)ジムを使用する場合、次の点に留意する ・原則マスクを着用するか、身体的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する ・マスクを外す場合は2m以上の身体的距離をとるか、会話をしない ・器具は使用するたびに消毒する ・参考：「2021年12月1日版（一社）日本フィットネス産業協会FIAフィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染対策ガイドラインP12～トレーニングジム」</p>	追記
37	<p>14. チームベンチ 厳戒態勢 (1)1席空けて座る (2)入りきらない場合はベンチを増やして対応。または主審および両チームで事前に合意した場所で待機 (3)ベンチの選手およびチームスタッフは、マスクを着用する。ただし、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい</p>	<p>14. チームベンチ 厳戒態勢 (1)ベンチの選手およびチームスタッフは、近距離で会話をする場合はマスク着用する。ただしテクニカルエリアで指示を送る際はマスクを外してよい</p>	